

くらちふれあいまちづくり協議会会則

(目的)

第1条 本会は、私たちが住む倉知の課題を解決し、より魅力のある地域づくりを推進するため、住民及び団体相互の連携・協力体制を一層緊密にし、安心して生きがいのある生活を営むことができるまちづくりを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、くらちふれあいまちづくり協議会と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、関市倉知ふれあいセンター（以下「センター」という。）に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域住民相互の交流、親睦、情報交換等を通した、住みよいまちづくりに関すること。
- (2) 防犯、防災、交通安全に関すること。
- (3) 地域福祉の推進、充実に関すること。
- (4) 文化、スポーツ、生涯学習の振興に関すること。
- (5) 子どもの健全育成、高齢者の生きがいづくりに関すること。
- (6) 環境保全、環境美化に関すること。
- (7) センターの管理、運営に関すること。
- (8) その他、目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第5条 本会は、倉知地域に居住する住民並びに各種組織・団体をもって構成する。

2 本会の役員及び部会員を総称して委員という。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 部会長 6名
- (4) 運営委員 10名以内
- (5) 事務局長 1名
- (6) 監事 2名

(役員の選任)

第7条 役員は、総会において選任する。ただし、あらかじめ企画運営委員会において、役員候補者を選考することができる。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 部会長は、部会を代表し、その業務を統括する。
- (4) 運営委員は、本会の業務に参画し、業務の運営にあたる。
- (5) 事務局長は、本会の庶務及び会計に係る事務を統括する。
- (6) 監事は、本会の会計、資産及び業務執行の状況を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(顧問)

第10条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が委嘱する。

(職員)

第11条 本会に職員を置くことができる。

- 2 職員は、事務局長を補佐し、本会の庶務及び会計に係る事務を処理する。
- 3 職員は、会長が任免する。

(会議)

第12条 本会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 企画運営委員会
- (3) 部会

(総会)

第13条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会とし、委員をもって構成する。

- 2 定期総会は年度当初、臨時総会は必要に応じて開催し、会長がこれを招集する。
- 3 総会は次の事項について審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 会則の制定
- (5) センターの利用要領の制定及び改廃

- (6) その他、本会の運営に関する重要事項
- 4 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。
 - 5 総会は、委員の過半数の出席により成立する。ただし、委任状を提出した委員は出席者とみなす。
 - 6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(企画運営委員会)

- 第14条 企画運営委員会は、役員（監事を除く。）をもって構成する。
- 2 企画運営委員会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 各部会の活動内容及び協力体制の確認等に関する事項
 - (4) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
 - 3 企画運営委員会は、月1回定期会議を開催し、議長は、会長がこれにあたる。その他、必要に応じて臨時会議を開催することができる。
 - 4 企画運営委員会の議事は、構成する役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

- 第15条 本会に、目的を達成するために次の部会を置く。
- (1) 総務・広報部会
 - (2) 文化・交流部会
 - (3) 健康・スポーツ部会
 - (4) 生活・環境部会
 - (5) 福祉・子育て部会
 - (6) 安全・安心部会
- 2 各部会は、部会の運営に資する個人及び各種組織、各種団体から選任された代表者で構成する。
 - 3 各部会に、部会長及び副部会長を置き、副部会長は部会長が指名する。
 - 4 部会長は、部会を代表し、その活動を総括する。
 - 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 6 部会は、他の部会、関係機関及び関係団体と連携し、部会の所管する事業を推進する。

(資産)

- 第16条 本会の資産は、市の助成金、寄付金、事業収入及びその他の収入をもって構成する。

(事業年度)

- 第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第18条 本会の事業計画及び予算は、各部会及び事務局において検討し、企画運営委員会の承認を得て会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第19条 本会の事業報告及び収支決算書は、事業終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(会則の改正)

第20条 本会の会則を改正するときは、総会において出席した委員の3分の2以上の賛成による議決を経なければならない。

(細則)

第21条 その会則の施行について、必要な細則は、企画運営委員会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、平成28年4月24日から施行する。
- 2 倉知ふれあいのまちづくり推進委員会会則（平成5年6月29日施行）を廃止する。

くらちふれあいまちづくり協議会細則

くらちふれあいのまちづくり協議会の部会の事業に関して、次のように定める。

部会の主な事業

部 会	主な事業
総務・広報部会	新たなしきみで情報発信する地域づくり 1 ふれあいセンターの管理運営に関すること。 2 自治会活動の支援及び自治会組織の見直しに関すること。 3 広報紙の発行及びホームページ開設、運営に関すること。 4 他の部会の所管に属さないこと。
文化・交流部会	ふれ合って人の輪を広げる地域づくり 1 歴史伝統文化に関すること。 2 生涯学習講座の開催に関すること。 3 地域の一体感を醸成するイベントの開催に関すること。 4 倉知祭に関すること。
健康・スポーツ部会	明るく楽しく元気よく笑顔の地域づくり 1 軽スポーツの推進に関すること。 2 スポーツ大会の開催に関すること。 3 健康講座の開催に関すること。
生活・環境部会	自然に学び共に暮らす地域づくり 1 環境保全、環境美化の推進に関すること。 2 地域探訪マップの作成に関すること。
福祉・子育て部会	みんなで支える絆、つながり、共助の地域づくり 1 心豊かな子どもを育てる環境づくりに関すること。 2 子育て支援に関すること。 3 高齢者世帯の生活支援に関すること。
安全・安心部会	安全・安心・みんなで高める地域づくり 1 防犯活動に関すること。 2 防災活動に関すること。 3 交通安全活動に関すること。